

# 議決された主な議案

## 条例の一部改正・補正予算・指定管理者の指定など

今定例会では、市長から条例の一部改正議案をはじめ、補正予算議案、指定管理者の指定議案など、合計十五議案（人事関係議案を除く）が提出されました。主な議案の内容と議決結果は次のとおりです。

《条例の一部改正》  
**◎鎌倉市営住宅条例**  
 平成十九年四月に都営住宅において暴力団による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、同年六月に国土交通省から公営住宅における暴力団排除についての通知がありました。

これに伴い、本市においても、市営住宅の入居者及び周辺住民の安全と平穏を確保するため、市営住宅入居対象者

等から暴力団員を排除する規定を加えようとするもので、平成二十年一月一日から施行しようとするものです。

なお、本改正条例の施行に伴い、市長は神奈川県警察本部との間で暴力団排除に関する合意書を締結する予定となっています。

議会では、総員の賛成により原案を可決しました。

《補正予算》  
**◎平成十九年度一般会計予算**  
 歳入歳出いずれも七億六千六百万円を追加しようとするもので、補正後の総額は五百五十四億三千八百五十万円となります。またそのほかに、

景観計画特定地区、景観形成地区及び今後指定を予定している景観地区内で建築物の建築等を行う場合、事業者に対し、市長への届け出等の前に、あらかじめそれぞれの景観形成協議会に意見聴取を行うことを義務づけるとともに、今後指定を予定している景観

地区において、指定した後当該地区の住民により、当該地区の景観形成の促進を図るための景観地区景観形成協議会を設立できることなどを規定するもので、平成二十年一月一日から施行しようとするものです。

議会では総員の賛成により原案を可決しました。

《指定管理者の指定について》  
 平成二十年四月一日から五年間、鎌倉市体育館、大船体育館、鎌倉武道館及び見田記念体育館の指定管理者を、三菱電機ビルテクノサービス・東京アスレティッククラブ共同事業体としようとするものです。

議会では、指定管理者の選定において、行政経営戦略プランの目標とする経費面が重視されていないことに疑義があること、民間事業者による管理運営は公共施設として保障されるべき継続性、安定性

の追加などをしようとするものです。

議会では、学校給食調理業務委託や指定管理者制度導入について反対であるとの意見が多数でしたが、採決の結果、多数により原案を可決しました。

《その他》  
**◎指定管理者の指定について**  
 平成二十年四月一日から五年間、鎌倉市体育館、大船体育館、鎌倉武道館及び見田記念体育館の指定管理者を、三菱電機ビルテクノサービス・東京アスレティッククラブ共同事業体としようとするものです。

議会では、指定管理者の選定において、行政経営戦略プランの目標とする経費面が重視されていないことに疑義があること、民間事業者による管理運営は公共施設として保障されるべき継続性、安定性の追加などをしようとするものです。

議会では、学校給食調理業務委託や指定管理者制度導入について反対であるとの意見が多数でしたが、採決の結果、多数により原案を可決しました。

《その他》  
**◎公有水面埋立に関する意見の提出について**  
 今年度から本市が工事着手している腰越漁港改修整備事業において、漁船の係留施設や天日加工場など、不足する漁港施設用地を埋め立てにより確保するため、公有水面埋立法の規定に基づき、神奈川県知事から地元鎌倉市長に対し、意見を求められたため、異議なき旨回答するものです。

議会では、総員の賛成により原案を可決しました。

の追加などをしようとするものです。

議会では、学校給食調理業務委託や指定管理者制度導入について反対であるとの意見が多数でしたが、採決の結果、多数により原案を可決しました。

《その他》  
**◎指定管理者の指定について**  
 平成二十年四月一日から五年間、鎌倉市体育館、大船体育館、鎌倉武道館及び見田記念体育館の指定管理者を、三菱電機ビルテクノサービス・東京アスレティッククラブ共同事業体としようとするものです。

議会では、指定管理者の選定において、行政経営戦略プランの目標とする経費面が重視されていないことに疑義があること、民間事業者による管理運営は公共施設として保障されるべき継続性、安定性

の追加などをしようとするものです。

議会では、学校給食調理業務委託や指定管理者制度導入について反対であるとの意見が多数でしたが、採決の結果、多数により原案を可決しました。

《その他》  
**◎公有水面埋立に関する意見の提出について**  
 今年度から本市が工事着手している腰越漁港改修整備事業において、漁船の係留施設や天日加工場など、不足する漁港施設用地を埋め立てにより確保するため、公有水面埋立法の規定に基づき、神奈川県知事から地元鎌倉市長に対し、意見を求められたため、異議なき旨回答するものです。

議会では、総員の賛成により原案を可決しました。

《選挙管理委員の選挙

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙が行われました。当選した方は次のとおりです。

◇委員  
 北村智生氏（由比ガ浜在住）  
 押嶋昌子氏（津西在住）  
 石井和行氏（手広在住）  
 牧浦義孝氏（玉縄在住）  
 ◇補充員  
 曾我 覚氏（西鎌倉在住）  
 小川サヨ子氏（台在住）  
 藤村耕造氏（鎌倉山在住）  
 内田節夫氏（極楽寺在住）  
 任期は平成十九年十一月二十四日から四年間です。

固定資産  
 評価審査委員会委員

固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会は総員の賛成により同意しました。選任された方はいずれも再任で任期は平成二十年二月七日から三年間です。

牧浦義孝氏（玉縄在住）  
 横松佐智子氏（長谷在住）  
 天野順世氏（佐助在住）

# 特別委員会

鎌倉市議会では、現在三つの特別委員会が設置されています。各委員会の審査状況等についてお知らせします。

## 自治基本問題調査特別委員会

平成十八年六月に設置された自治基本問題調査特別委員会では、自治基本問題について調査研究をしています。

これまでの議論を通じ、議会、行政、市民のそれぞれについて及び三者の関係について、委員会における議論の中間的なまとめが終了しました。中間的なまとめでは、市民の権利と責務、議会から市民への説明責任及び市民、行政、議会の役割分担を考える時期であり、市民、行政、議会の三者の関係についてさらに詳細な議論を深めることが必要であるとしています。

今後は中間的なまとめの内容を精査し、関連する項目について整理した上で、自治基本問題に対する議会としての考え方や方向性を示すための議論を深めていく予定です。

観光ナビシステム整備事業  
 調査特別委員会  
 平成十八年十一月に設置された観光ナビゲーションシステム整備事業に伴う事実関係について調査する調査特別委員会では、本市が平成十五年度に国の交付金を活用した観光ナビゲーションシステム整備事業に伴う事実関係を解明するため調査を行っています。

委員会は、本市や県などから資料を求め、その確認を行った後、現在及び事業当時の担当部職員への質疑、さらには参考人として事業者からの意見の聴取を行うなど調査を進めています。

今後は一定の調査が終了した時点で、内容を精査し、委員会として、事実を解明するための議論を行っていく予定です。

岡本二丁目マンション計画  
 調査特別委員会  
 平成十九年二月に設置された岡本二丁目マンション計画許可取り消し等に関する調査特別委員会では、現地調査、当該土地所有者等の変更、計画にかかわる事前相談の内容の記録や神奈川県、関係事業者などへの協議のための出張命令書などの資料により、神奈川県開発審査会より二度にわたる許可取り消しの判決を受けた問題点の事実解明に必要な調査を行っています。

今後は、岡本二丁目マンション計画にかかわる開発相談、市道路線の編入同意の経緯や許可処分に至った経過などの市の対応について、当時から関わった職員等に説明を求め、質問項目の内容の精査を行う予定です。

## かまくら議会だより 第200号発行 によせて

市民の皆様には日頃より市議会へのご理解ご協力を賜わり心からお礼を申し上げます。

この「かまくら議会だより」も昭和三十四年一月発行の第一号以来、今回で第二百号を数えることになりました。

過去の先輩方の努力は、常に分かりやすく親しみやすい議会だよりを目指すことに尽力し、それは現在の紙面構成へと受け継がれています。今ではホームページの会議録検索システムがあり、昨年からは本会議インターネット中継も始まりました。また本紙の配布もポスティングによる全戸配布となっております。

現在の課題は、分かりやすい紙面構成と年四回発行の中でどう速報性を持たせていくかということにあります。

### 議会が市民の皆さんと市政とのパイプ役を果たすために

議会が市民の皆さんと市政とのパイプ役を果たすために、議会広報委員会の使命は重いものと痛感しています。

- 今後とも市民の皆さんの率直なご意見ご感想をいただきながら、紙面の充実に取り組みまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。
- 議会広報委員会  
 委員長 納所 輝次  
 副委員長 山田 直人  
 委員 萩原 栄枝  
 委員 前川 綾子  
 委員 高野 洋一  
 委員 高橋 浩司

# 全員協議会

(仮称)バイオ・リサイクルセンター建設候補地視察



## 生ごみ資源化施設について

十月九日開催の議会全員協議会において、生ごみ資源化施設の建設候補地の変更及び鎌倉市・逗子市広域化検討協議会の進捗状況について「報告を受けた際、議員から指摘された施設建設に係る法令規制及び国の交付金の活用並びに生ごみ処理広域化検討協議会の経過及び（仮称）バイオ・リサイクルセンター（十月十七日以降、この名称を使用）建設用地取得に向けた地元説明の経過について、十一月二十二日に議会全員協議会を開催し、報告を受けました。

## 国指定史跡に係る不適切な事務処理について

十二月定例会会期中の六日に議会全員協議会を開催し、「国指定史跡に係る不適切な事務処理について」として、世界遺産登録を推進するために進めている国指定史跡指定申請事務において、土地所有者等の同意書の偽造及び文部科学省からの指定通知書の不送付など、極めて不適切な事務処理が行われていたことについて報告を受けました。

文部科学大臣に対して国指定史跡指定や追加指定を申請するに当たっては、指定及び指定後の保存・管理を円滑に行うため、土地所有者等から同意を得ることとされ、史跡の指定は、官報告示及び土地所有者等への指定通知書の送付により行うこととされていますが、神奈川県との職員交流により本市に派遣されている職員が、浄光明寺境内追加指定及び名称変更、仮粧坂追加指定並びに朝夷奈切通追加指定に係る事務において、同意書の偽造及び指定通知書の不送付など、不適切な事務処理を行っていたことについて報告を受けました。

なお、世界遺産推薦に向けた準備については、引き続き実現に向けて努力していくこととしてしました。